

南海愛児園子育て支援センター

☎(265)3210 FAX(261)0633

絵本の種

～エプロンシアター「くいしんぼうのかいじゅうくん」～

【日時】 3月15日(水)10:00～11:00

【場所】 南海愛児園子育て支援センター

【対象】 就学前の乳幼児と保護者

【申込】 前日までに南海愛児園(電話申込可)

取石南こども園

☎(275)0888 FAX(275)0778

ひまわりサークル

～赤ちゃんと楽しめるあそびを通して～

【日時】 3月15日・22日

いずれも水曜日10:00～11:00

【対象】 4か月～1歳までの乳児と保護者

【募集】 15組(先着順)

【参加費】 各日親子で40円(傷害保険料)

【申込】 各日とも2日前までに取石南こども園へ電話申込

浜寺幼稚園

☎(261)0097 FAX(261)5001

園庭開放

【日時】 3月7日・14日

いずれも火曜日10:00～11:00

【対象】 1歳～就学前の幼児と保護者

【持ち物】 水筒、着替え

【申込】 当日直接会場へ

綾園保育所子育て支援センター

☎・FAX(263)2477

栄養士さんの栄養相談

【日時】 3月14日(火)10:00～11:30
(受付:10:30まで)

【場所】 市役所別館3階 多目的ホール

【対象】 1歳までの乳児と保護者

【申込】 当日直接会場へ

各子育て支援センターからのお知らせ

各子育て支援センターの事業について、平成27年度の終了日と新年度を下記のとおりお知らせします。

【東羽衣こども園子育て支援センター】

終了日:3月29日 新年度:4月3日

【南海愛児園子育て支援センター】

終了日:3月29日 新年度:4月3日

【綾園保育所子育て支援センター】

終了日:3月31日 新年度:4月4日

取石認定こども園

☎(272)8188 FAX(272)8288

すくすく広場

【日時】 4月20日、5月11日・25日

いずれも木曜日10:00～11:30

【対象】 2～3歳の幼児と保護者

【募集】 15組(応募多数の場合は抽選)

【参加費】 親子で40円(傷害保険料)

【申込】 4月7日(必着)までに往復はがきまたはFAXで子どもと保護者の氏名(ふりがな)・生年月日・性別・住所・電話番号またはFAX番号を記入し、取石認定こども園へ[〒592-0013 取石3-4-64]

東羽衣こども園子育て支援センター

☎(262)0920 FAX(262)0940

保健相談「身長体重を測ろう」

【日時】 3月9日(木)10:00～11:00

【場所】 東羽衣子育て支援センター

【対象】 就学前の乳幼児と保護者

【講師】 小関あゆみさん(保健師)

【申込】 当日直接会場へ

子育て・ナビ

あなたの
子育てを
応援します！

◆子育て支援課 ☎(275)6359 ◆こども家庭課 ☎(275)6349

新たに遊具を設置

鴨広場が新しい遊びの空間に

4月から
遊べるよ！

4月から鴨広場(鴨公園グラウンド横)に3組の大型遊具を設置します。子どもの成長を促すあそび道具を生み出すボーネルンドの遊具やコンビネーション遊具、ベンチも複数設置し、より一層楽しめる遊びの空間となります。ぜひ子どもと一緒に遊びにきてください。

なお、遊具設置には宝くじの収益金の一部が使われています。

【問合せ】 土木公園課 ☎(275)6417

ブロックス



8～15歳くらいが対象。フリースライミングのような遊びができ、頂上に到達したときの達成感を生み出します。どこから登るのも、どこで休憩しておしゃべりするのも子どもの自由です。

バードネスト・スイング

1～12歳くらいが対象。天然木そのままフォルムが特徴的なブランコ。「バードネスト=鳥の巣」の名の通り、子どもを包み込むような座面は、みんなが一緒に楽しめるデザインです。



コンビネーション遊具

6～12歳くらいが対象。多くの遊び機能を兼ね備え、子どもが楽しみながら体力をつけることができる遊具です。



対象資格が大幅に増えました

母子家庭等自立支援給付金のご案内

ひとり親家庭の母または父が就業に結びつきやすい資格を取得するための修業期間中の生活費などの負担軽減を図ります。

■高等職業訓練促進給付金

【要件】 ①児童扶養手当受給者または同等の所得水準の方

②就業または育児と修業の両立が困難な方

③修業期間1年以上の専門学校

④他市での受給も含め、過去に高等職業訓練促進給付金を受給していない方

【対象】 看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・保育士・介護福祉士・社会福祉士・美容師・歯科衛生士・製菓衛生師・調理師等の専門学校

【期間】 修業期間中(上限3年)

【金額】 市民税非課税世帯…月額10万円

市民税課税世帯…月額7万5千円

■自立支援教育訓練給付金

【要件】 ①児童扶養手当受給者または同等の所得水準の方

②雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格のない方(雇用保険未加入者)

③修業期間1年未満の養成機関

④他市での受給も含め、過去に訓練給付金を受給していない方

【講座】 厚生労働大臣指定教育訓練講座

【金額】 受講料の60%(上限20万円)

※受講開始後の申請不可。1か月前の事前相談必要。

【問合せ】 こども家庭課